

平成31年度事業計画

社会福祉法人 美作市社会福祉協議会

平成31年度 美作市社会福祉協議会事業計画

基本方針

本年度は、美作市社会福祉協議会が策定した「福祉のまちづくり行動計画」（平成30年度～34年度）の2年次目として、本会に求められる地域福祉を推進する中核的な専門機関としての役割をさらに発揮し、地域住民の安心した暮らしを支援します。

また、社協事業を支える自主財源の確保と財政基盤の強化、住民ニーズに合致した事業展開、時代に即応した組織の構築に取り組みます。

本会活動の本質は、行政や他の機関・団体との連携のもと、同じ地域社会に暮らす住民とともに、生活のしにくさ（課題）を持つ人を発見し、地域の中でその課題を話し合い、課題解決に向け協力しあえる関係をつくることにあります。

そして、活動の中心は、制度の狭間で支援の手が届きにくい分野の福祉向上を図り、行政や他機関では取り組むことが困難な課題に対応し、相談支援体制の整備をはじめ、常に「福祉サービスを必要とする地域住民」の立場に立ち、解決のために必要な各事業の企画・実施など、それぞれ中立性と公平性を確保しながら実施します。

本年度、重点的に取り組む事業は次の3つです。

1. 住民の福祉相談に適確に応えられるよう、昨年美作市社協の6支所に開設した「福祉出前ステーション」に、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を引き続き配置し、住民の生活課題発見から解決に向けた具体的な支援に取り組めます。
2. 認知症高齢者や知的障がい者及び精神障がい者など、特に支援の必要な方の権利を守り、地域で自立した生活が送れるよう、法人後見受任と日常生活自立支援事業を積極的に展開するとともに、受託2年目となる地域活動支援センターⅠ型なごみの基本相談と社会との交流の促進、障がい理解の促進等、より一層の充実を図ります。
3. 増加する生活困窮者について、生活保護に陥る前に自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援事業（美作市受託事業）を実施します。個別支援プラン作成と家計改善支援、子どもの学習支援の充実を図り、他の専門機関との連携を強化し、早期課題解決に向けた支援を提供します。

これらの取り組みと合わせ、福社会議やおたがいさまネット事業等、地区社協活動の支援、美作市内の社会福祉法人等によるネットワーク組織である「美作お助け隊」との地域公益事業を推進し、制度の狭間で必要な支援に結びついていない方を同じ地域で暮らす住民の気づきを活かして、早期に発見し解決することによって地域づくりも進める――。

この個別支援と地域支援を融合する新たな支援の取り組みを強化し、地域住民や行政、多様な関係機関・団体との協働により「地域住民による共助の層を厚くする仕組みづくり」に向けた活動を推進してまいります。

社協・生活支援活動強化方針(全社協)

美作市社会福祉協議会は、全社協の「社協・生活支援活動強化方針」を踏まえつつ、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

1. あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

2. 相談・支援体制の強化

生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

3. アウトリーチの徹底

これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

4. 地域のつながりの再構築

民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター(担当)の取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

5. 行政とのパートナーシップ

地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

平成31年度の重点事業

1. 相談支援体制の構築とコミュニティワークの実践
2. 新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり
3. 介護保険事業の運営と経営の見直し
4. 障がい者の地域生活を支えるサービスの充実
5. 地区社協活動の支援と福祉教育の推進
6. 市民参加によるたすけあい活動の推進
7. 法人後見機能と権利擁護活動の充実
8. ふれあい・いきいきサロン活動の推進
9. 子育て支援の推進
10. 広報活動の充実
11. 福祉団体への支援
12. 法人運営体制の強化
13. 指定管理施設の経営
14. 共同募金運動の推進

重点事業に対する取り組み

1. 相談支援体制の構築とコミュニティソーシャルワークの実践

社協は地域住民や福祉関係者との繋がりを活かし、地域に埋もれたニーズの拾い出しと福祉サービスや制度だけではカバーできない生活全般の支援を地域福祉で支える機能を活かし、あらゆる相談に対応する「総合相談」の役割を果たすことが求められています。

昨年度、美作市社協各支所に開設した「福祉出前ステーション」は、地域住民の抱える様々な課題を丸ごと受け止め、課題解決に向けた支援を行うコミュニティソーシャルワーカーを配置し、総合的な相談支援に取り組みました。

初年度における相談実績は、まだ低調なものですが、美作市社協が身近な相談窓口であることを市民に周知し、他の支援機関と連携しながら、相談支援体制の構築とコミュニティソーシャルワークの実践に取り組みます。

“相談を断らない” “制度の狭間を作らない” “支援体制を住民と作る” この3つの柱を福祉出前ステーションの基本方針とします。

福祉出前ステーションの機能を強化するために、本年度より生活困窮者自立支援事業を美作市から受託し、困窮者が生活保護に至らないように、生活困窮者が抱える様々な生活課題の相談に応じ、自立に向けた相談支援、就労支援を行います。

生活困窮に関する当事者からの相談や地区社協関係者、民生委員からの通報や相談が寄せられるような相談窓口の充実を図るとともに、地区社協の見守り会議や福祉会議を通じた対象者のニーズ把握、積極的に地域に出向く訪問活動（アウトリーチ）を行い、事業を推進して参ります。

また、総合相談を進める中で、複合的・複雑化した課題を抱える世帯や当事者に的確に対応するために、複数の専門職や相談支援機関を総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員を配置し、チームアプローチで包括的・総合的な相談体制にも取り組みます。

1) コミュニティソーシャルワーカーの配置と人材育成

- ①既存事業における相談援助とアウトリーチの実践
- ②全職員の福祉専門職資格取得（社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員）
- ③美作大学教授を講師に迎えた相談援助技術研修会の開催（毎月開催）

2) 福祉出前ステーションの相談支援体制の強化

- ①総合相談事業
- ②権利擁護事業（法人後見事業・日常生活自立支援事業）
- ③生活福祉資金、緊急援護資金等の貸付事業
- ④生活困窮者自立支援事業
- ⑤美作お助け隊による地域公益事業
- ⑥フードバンク・おむすび事業・就学支援リユース事業

※ ①～⑥の事業が連携することで幅広い相談にワンストップで対応します。

3) 生活困窮者自立支援事業の受託運営

- ①美作市大原・東粟倉・作東地域生活就労支援センターの設置運営
- ②自立相談支援事業

- ③家計改善支援事業
- ④学習相談支援事業
- 4) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の推進
 - ①相談支援包括化推進員の配置
 - ②多職種・多機関のネットワーク化の推進
 - ③相談支援包括化推進会議の開催

2. 新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり

改正社会福祉法が施行され、「地域における公益的な取組みの責務」が規定されたことから、美作市社協は市内の社会福祉法人等と連携・協働のネットワークを作り、新たな福祉ニーズの把握とサービスを開発し、地域の生活福祉課題の解決に取り組む組織として「美作市内の社会福祉法人等連絡協議会（通称「美作お助け隊」）を平成29年6月1日に設立しました。

美作お助け隊は、既存の福祉サービスだけでは解決できない新たな福祉ニーズに対応するために、生活困窮者等への配食サービス、ゴミ屋敷の清掃事業、中間就労支援事業の3事業を設立当初の事業として掲げ、生活困窮者等制度の狭間で支援を必要とする方へのセーフティネットの役割を果たす活動が行われています。

美作市社協は今後も美作お助け隊と協働し、社会福祉法人間のネットワーク、行政や市民活動団体、NPO、企業等との連携協議の場を設け、制度にとらわれない柔軟な支援を行う新たな福祉サービスの開発に取り組みます。

また、平成28年度から美作市社協の独自事業として行ってきた「子どもの学習支援・居場所づくり事業」は、美作お助け隊の参加法人にも受入れをお願いし、市内全域に事業を拡充します。

- 1) 美作お助け隊の「地域公益事業」の推進
 - ①カツ弁配達事業（生活困窮者等への配食：生活の自立）
 - ②お家さわやか事業（ゴミ屋敷の清掃：社会的自立）
 - ③わーく・わーく事業（中間就労支援：経済的自立）
 - ④子どもの学習支援・居場所づくり事業
- 2) 美作お助け隊ネットワーク会議の開催と法人間の連携強化
- 3) 美作お助け隊による制度の狭間をカバーする新たな福祉サービスの開発
- 4) 生活困窮者支援に関する事業
 - ①生活困窮おむすび事業
 - ②就学支援リユース事業
- 5) 山陽マルナカ美作店とのフードバンク事業の実施
- 6) 行政との連携・パートナーシップ

3. 介護保険事業の運営と経営の見直し

利用者が可能な限り居宅において、自己の能力に応じて自立生活を営むことができるよう、継続して介護保険事業に取り組み、在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、在宅福祉サービスのセーフティネットの役割を担ってきた社協の介護保険事業も、民間事業者の参画が図られ、サービス供給量が充足した現在において、サービス事業ごとに縮小もしくは廃止に向けた見直しを図る時期にあります。

大原・東栗倉支所で実施している通所介護事業は、平成31年度をもって事業撤退し（民間譲渡）、訪問介護事業及び居宅介護支援事業は社協ならではの地域福祉の視点を持った在宅福祉サービスとして引き続き継続し、事業の推進を図ります。

- 1) 指定介護保険事業所
 - ①通所介護事業（大原・東栗倉）
 - ②訪問介護事業（大原・作東）
 - ③居宅介護支援事業（大原）
- 2) 在宅福祉事業
 - ①生活管理指導員派遣事業（大原・作東）
 - ②産後ヘルパー派遣事業（大原・作東）
 - ③食の自立支援事業（大原・作東・英田）

4. 障がい者（児）の地域生活を支えるサービスの充実

美作市の障がい者（児）の福祉サービスの利用は年々増加傾向にあり、地域で自立した生活や社会参加に向けた支援を行うためには、複雑・多様化する福祉ニーズへの対応とサービス基盤や体制の整備が必要とされています。

障がい者分野は採算面からも民間事業者が参入しにくく、社会資源が不足しておりこのような分野を先駆的に事業化していくことは社協の使命でもあります。市内に不足している障害福祉サービスに行政協議を重ねながら積極的に取り組みます。

また、昨年度より美作市から受託している地域活動支援センターⅠ型「なごみ」の運営には、社協がこれまで培ってきた地域との繋がりネットワークを活かし、市民の障がい者理解を進め、障がい者と地域社会の繋がりを支援する地域移行及び地域定着の相談支援の充実を図ります。

- 1) 地域活動支援センターⅠ型「なごみ」の受託運営
- 2) 地域活動支援センターⅢ型「むぎの会」の受託運営
- 3) 居宅介護・重度訪問介護（大原・作東）
- 4) 基準該当通所介護（大原・東栗倉）
- 5) 指定特定相談支援事業所「みらい」（大原）
- 6) 地域生活支援事業
- 7) 就労継続支援B型作業所の開設に関する調査研究
- 8) 障がい者の社会参加の機会を提供する移動販売事業に関する調査研究

5. 地区社協活動の支援と福祉教育の推進

現在、国においては、すべての人がそれぞれに役割をもちながら、主体的に地域社会に参加し、共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを進めています。「地域共生社会」の実現に向けては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりと引きこもりやニート、子どもの貧困、障がい者、複数の課題を抱える世帯など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを目指す「我が事・丸ごと」という考え方のもと「地域の福祉力」を高めることが重要とされています。

地区社協で行われている福祉会議や見守り会議で、地域住民ならではの視点を活かして地域に埋もれたニーズを拾い出し、当事者を支える活動が出来るよう機能強化を図ります。

また、地域の複雑化する住民課題や制度の狭間で支援を必要とする人たちの問題を住民が「我が事」として捉え、新たな地域課題への気づきが持てるよう地域住民・福祉団体・企業等に向けた「地域福祉講座」を開催し、主体的に福祉活動に参加するきっかけを作ります。

- 1) 「我が事・丸ごとの地域づくり推進事業」の実施
- 2) 地区社協メニュー事業の実施
 - ①福祉ネットワークづくり事業
 - ②おたがいさまネット事業
 - ③地域文化伝承事業
 - ④広報紙作成支援事業
 - ⑤高齢者ミニデイサービス事業
 - ⑥友愛訪問支援事業
 - ⑦ふれあい・いきいきサロン新規立ち上げ推進事業
- 3) 各種連絡会・委員会の開催
 - ①地域社協連絡会の開催 <市圏域>
 - ②地域社協会議の開催 <地域圏域>
 - ③地区社協事業専門委員会の開催 <市圏域>
 - ④地区社協会長会議の開催 <市圏域>
- 4) 「福祉のまちづくりフォーラム」の開催
- 5) 愛育委員・栄養委員・民生委員・ボランティア等との連携
- 6) 地域包括支援センターとの連携
- 7) 保健・福祉・医療等関係機関・団体との連携
- 8) 救急医療情報キットの普及
- 9) 生活支援体制整備事業の推進
 - ①第二層協議体支え合い委員会の開催（6地域）
 - ②生活支援コーディネーターの配置（6地域）
- 10) 地域住民・福祉団体・企業等に向けた「地域福祉講座」のメニュー作成
- 11) 市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育のメニュー作成

6. 市民参加によるたすけあい活動の推進

市内のボランティア活動を支援するとともに、住民の自主的参加を促進するため各種ボランティア養成講座等を開催し、人材の確保に努めるとともにボランティア活動に参加しやすい体制づくりに取り組みます。

また、少子高齢化により、支える側が減少し支えられる側が増加している美作市において、今後も市民参加によるたすけあい活動を推進するためには、「団塊の世代」を中心とする新たな担い手を増やしていくことが重要です。

そのために、地域に応じた住民の創意と工夫による地域福祉活動への参加を促進するとともに、個人がその価値観や意欲、能力を活かせる活動を事業化し、市民参加の機会を提供します。

- 1) ボランティアの育成と活動支援
 - ①各種ボランティア（団体・個人）の連絡調整や活動支援
 - ②ボランティアグループの育成・支援
 - ③人材の育成（各種養成講座・研修会等の開催）
 - ・手話奉仕員養成講座の開催
 - ・障がい理解を広めるキャラバンメイト養成講座の開催
 - ・ボランティア講演会の開催
 - ④「夏のボランティア体験事業」の実施
- 2) 人工透析患者の福祉有償運送事業利用促進
- 3) 一時里親バンク登録事業の調査研究

7. 法人後見機能と権利擁護活動の充実

本会は、平成27年度から「法人後見事業」を立ち上げ、成年後見人等として受任を行っていますが、今後増加する需要に対応するためには成年後見制度並びに日常生活自立支援事業を中心とした権利擁護支援の充実を図る必要があります。

社協は美作市との協働により、地域福祉の新たな担い手として「市民後見人の養成」を継続的に行い、市民が市民を支える権利擁護の体制整備に取り組むとともに、市民一人ひとりが権利擁護について理解し、地域で支え合うよう啓発を行います。

- 1) 市民後見人養成講座の開催
- 2) 市民後見人フォローアップ研修への協力
- 3) 利用者に最適な後見受任体制の整備
 - ①専門職との複数後見体制から本会の単独受任への移行
 - ②市民後見人バンク登録者を法人後見支援員として登用
 - ③市民後見人と本会による複数後見の実施
- 4) 地区社協等での広報活動・関係機関とのネットワーク形成
 - ①権利擁護に関する説明会の開催
- 5) 日常生活自立支援事業

- ①日常生活自立支援事業の実施
- ②生活支援員による援助実施
- 6) 生活福祉資金貸付事業
 - ①県社協生活福祉資金の貸付及び償還業務の実施
 - ②市社協生活困窮者等緊急援護資金の貸付及び償還業務の実施
- 7) 暮らしの困りごと相談会の実施
弁護士・司法書士・医師等各専門職と協働し、年4回程度の無料相談会を実施
- 8) 日常生活自立支援事業や法人後見事業の利用者を対象とした入居保証人代行業業の調査研究

8. ふれあい・いきいきサロン活動の推進

閉じこもりがちな高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独感や不安感の解消、並びに介護予防の促進を図ることを目的に住民主体で行うふれあい・いきいきサロン活動を支援します。

- 1) ふれあい・いきいきサロン活動推進事業
 - ①サロンの立上げ及び運営支援
 - ②サロン活動助成事業
 - ③サロン食材費助成事業
 - ④サロン外出支援事業
- 2) 住民参加型まちづくり普及啓発事業
 - ①サロンリーダー研修会の開催（支所単位）
 - ②認知症カフェ普及に関する調査研究

9. 子育て支援の推進

子育て・悩み相談や育児に関する情報提供など子育て支援のための事業、また仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。

- 1) 子育てサロン（勝田1、大原1、美作2、作東1、英田1）
- 2) あかちゃんサロン（美作）
- 3) 預かり保育（大原・美作）
- 4) ファミリー・サポート・センター（美作）
- 5) 子育て用品の貸出事業

10. 広報活動の充実

市民に対して社協事業や福祉情報などを提供し、福祉の啓蒙を行うため広報紙やホームページにより広報活動の一層の充実を図ります。また、地区社協だよりの発行を推進するため、助成や支援を行います。

- 1) 社協だよりの発行（年間6回）及びホームページの充実
- 2) 地区社協だより発行の推進

11. 福祉団体への支援

福祉団体の自主運営に向けた支援を含め、活動支援に取り組めます。

- 1) 老人クラブ連合会（市・支部）
- 2) 身体障害者福祉協会（市・支部）
- 3) 遺族会（市・支部）
- 4) 保護司会
- 5) ボランティア連絡協議会（市・支部）

12. 法人運営体制の強化

社会福祉協議会の運営を担う理事会、評議員会、正副会長会議、評議員選任・解任委員会等の開催と監事による中間監査及び決算監査の実施により、法令・定款の遵守及び経営管理体制、財務規律を強化していきながら法人組織の適正な管理・運営に努めます。

また、美作市とのパートナーシップに基づく補助金・受託金の確保に向け、相談支援業務を中心とする市の事業を積極的に受託し、事業収入増につなげます。

併せて、本会の地域福祉推進事業と、そこへ従事する専門職配置の費用として、補助金の安定確保がされるよう市と協議・調整します。

市民に対して社会福祉協議会の位置づけや事業内容、会員制度や寄附金事業に関する広報活動を行い、市民の理解を頂けるよう努め、会員の増強と寄附金の拡大を図り多くの市民の地域福祉活動への参加促進と自主財源確保に努めます。

- 1) 経営、財政基盤の確立
- 2) 諸規程等の整備
- 3) 理事会、評議員会、正副会長会議、評議員選任解任委員会の開催
 - ・理事会（開催時期：5月・11月・3月他）
 - ・評議員会（開催時期：6月・11月・3月他）
 - ・正副会長会議（随時）

- ・評議員選任・解任委員会（随時）
- 4) 監事による中間監査及び決算監査の実施（開催時期：5月・12月他）
- 5) 社会福祉協議会会員の加入促進
 - ・普通会員 ー□ 1,000円（年額）
 - ・賛助会員 ー□ 3,000円（年額）
 - ・特別会員 ー□ 5,000円（年額）
- 6) 寄附金増強に向け、社協職員で組織する「寄附金在り方検討会」の設置
- 7) 広報紙への有料広告の掲載
- 8) 役職員の資質向上に向けた研修の実施

13. 指定管理施設の経営

美作市公の施設の指定管理者指定に伴い市内4カ所の福祉施設の管理を行います。

- 1) 美作市大原居宅サービスセンター（大原支所）
- 2) 美作市コスモス苑（東栗倉支所）
- 3) 美作市東栗倉ふれあいセンター（東栗倉支所）
- 4) 美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール（美作支所）

14. 共同募金運動の推進

美作市共同募金委員会として実施する共同募金運動を展開します。募金運動の中心は、市内全域で展開する「戸別募金」「法人募金」「職域募金」とし、共同募金配分金は、地域福祉向上に向けた様々な事業実施の財源として有効に活用します。

- 1) 美作市共同募金委員会の運営
- 2) 共同募金配分金事業の見直しと適性実施
- 3) 共同募金特別支援事業の実施
 - ①共同募金活動強化特別支援事業
 - ②赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業